建設消防委員会

住 宅 課

市営住宅使用料等の債権放棄について

1 債権放棄の概要

市営住宅退去済の滞納者の住宅使用料及び市営住宅損害金のうち、1件について浜松市債権管理条例第12条第1項第1号及び5号に該当するため、令和2年3月31日付で債権放棄を行いましたのでご報告するものです。

2 債権放棄の内容

氏 名	住宅使用料	市営住宅損害金	合 計	条例第12条第1項
A氏・B氏	239, 771円	7, 926, 989円	8, 166, 760円	第1号・第5号相当

3 債権放棄の経緯

名義人Xは、住宅使用料を滞納したまま死亡した。

その際、同居していたXの子であるA氏及びYは、Xの滞納の債務を相続した。そして、入 居承継できないまま住宅を占有したため不正入居による市営住宅損害金を発生させ、これを滞 納した。

その後、Yが死亡し、Yの債務はA氏及びYの配偶者B氏に引き継がれた。

市は、A氏・B氏と協議を重ねたが、移転作業が進まず住宅の占有を継続したため、建物明 渡請求訴訟に基づく明渡しの執行により両氏を住宅から退去させた。

退去後、両氏の収入及び財産状況の調査が可能となり、生活保護相当の資力しかない事が判明した。

なお、名義人Xの連帯保証人は、すでに死亡しており、その相続人は時効を援用しているため、請求できない状況となっている。

以上の件について、回収困難として債権処理庁内検討委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの検討結果から、浜松市債権管理条例第12条第1項第1号及び第5号に基づき債権放棄した。

[参 考]

○浜松市債権管理条例の抜粋

(その他の債権の放棄)

- 第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該 債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
 - (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
 - (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
 - (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長等が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、 資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
 - (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった 日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させ ることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。
 - (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。
- 2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定するもののほか、市長等は、その他の債権(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)に係る損害賠償金等について、浜松市 税外収入金の延滞金に関する条例(昭和33年浜松市条例第5号)第3条の規定の例により放棄す ることができる。